

大分県報

平成二十九年
第二八八二号
五月十九日

（金曜日）

目次

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
大規模小売店舗に関する意見	一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	二
道路区域の変更（二件）	二
道路の供用開始	三
選挙管理委員会告示	三
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の執行	三
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式	三
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	三
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法	四
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	四
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法	四
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	四
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定	五
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	五
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時	五

公 告

家畜商講習会の開催	五
基本測量の実施	五
基本測量の終了	六
開発行為の完了	六

○ 告 示

大分県告示第三百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあつた年月日
平成二十九年五月一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 鉄輪温泉繁栄会
- 代表者の氏名
後 藤 章
- 主たる事務所の所在地
別府市大字鉄輪二百九十六番地
- 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、鉄輪温泉とその周辺地域の公共施設等の管理及び運営に関する事業、観光振興、地域活性化を目的とした講演、イベント等の企画及び運営に関する事業等を行い、鉄輪温泉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

大分県告示第三百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により次のとおり意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ日田日ノ隈店

日田市大字庄手字村前百七十八番一 外

二 意見の概要

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について
- 2 歩行者の通行の利便の確保等
- 3 防災・防犯対策への協力
- 4 その他

三 意見書の提出者

社会福祉法人地の塩会 理事長 川津 和子
 日隈こども園園長 壁村 仁子

四 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間
平成二十九年五月十九日から同年六月十九日まで
- 2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

大分県告示第三百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

日田地区夕川工区

平二九・五・一九から
平二九・六・八まで

日田市役所

大分県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年五月十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

佐伯市弥生大字床木字元
越一三三番五から
佐伯市大字海崎字森ノ下
三一五一番二まで

前
A
メートル
一七・六
四・五

メートル
一、八一五・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道床木海崎停車場線

佐伯市弥生大字床木字元
越一三三番五地先から
佐伯市大字海崎字森ノ下
三一五一番二まで

前
B
メートル
七八・〇
八・二

一、一五六・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

宇佐市院内町羽馬礼字片
平桜四五八番四から
宇佐市院内町羽馬礼字下
ノ平二八八番五まで

前
A
メートル
二五・七
六・〇

メートル
七八・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 豊後高田市選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

検印をもって行う。

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	豊後高田市中真玉五二五一番地一	山田 敏 美
選挙長職務代理人	豊後高田市上香々地三二八一番地二	土谷 恒 男

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
豊後高田市是永町三九番地三
豊後高田市役所高田庁舎 四階 会議室四〇三

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第三十号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙会場の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 豊後高田市是永町三九番地三
豊後高田市役所高田庁舎 二階 コスモスホール

二 日時 平成二十九年五月二十八日 午後八時三十分

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 豊後高田市是永町三九番地三
豊後高田市役所高田庁舎 四階 会議室四〇三

二 日時 平成二十九年五月十九日 午後五時三十分

○公 告

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

1 日時 平成二十九年九月二十一日 午前八時五十分から午後五時まで
平成二十九年九月二十二日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室

四 講習の方法

講 習 内 容	講習時間
家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	四 四 六

五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、平成二十九年八月二十五日までに申請者の住所地を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者については、県中部振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付

講習会修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であつせんする。）

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土

交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（二等磁気測量）

二 作業の地域

竹田市

三 作業の期間

平成二十九年五月八日から平成三十年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土

交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業の地域

大分市

三 作業の終了日

平成二十九年三月二十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町挾間字無田五百八十五番十五ほか十六筆並びに五百八十五番十五、五百八
十六番及び六百十六番一の各地先水路並びに五百八十五番十五及び五百八十七番の各地先
里道

二 開発区域の面積

九、四〇〇・四二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

四 完了検査年月日

平成二十九年四月二十日

大分市大字駄原千四百三十四番地一
株式会社トリア不動産
代表取締役 伊勢 英一